

学部前期課程と後期課程に跨る留学について

1. 応募資格・条件

学部前期課程と後期課程に跨る留学を希望している者は、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- (ア) 学部2年次に留学を開始する時点で、前期課程の修了要件（後期課程に進学内定し、修了に必要な単位を取得）を満たしているか、修了が確実視される状況であること。なお、進学選択を含めて前期課程において特別な取り扱いはない。
- (イ) 学部前期課程と後期課程に跨る留学を希望している旨を、教養学部における応募締切の10日前までを目途に、教養学部教務課国際交流支援係にEメールで伝えること（氏名と学籍番号を明記すること）。また、その後、本部国際交流課より注意事項等に関する説明を受けること。
- (ウ) (イ)の後、教養学部前期課程及び進学予定の後期課程学部にて、留学に関する留意点の説明を十分受け、納得した上で応募すること。学部により、留学に関する独自の条件を課す場合がある。この際、進学を希望する全ての後期課程学部で説明を受け、担当者の署名を申請書所定欄に得ること。

なお、学部前期課程と後期課程に跨る留学を認めない後期課程学部もあるので、「3. 各後期課程学部における学部前期課程と後期課程に跨る留学の取り扱い」を確認すること。

2. 応募方法

応募時に「学部前期課程と後期課程に跨る留学に関しての留意点」を提出すること。その際、本部国際交流課、教養学部前期課程及び進学予定の後期課程学部の担当者の署名を所定欄に得たうえで提出すること。なお、署名を得る際は、学内申請書を全頁印刷し持参すること。

3. 各後期課程学部における学部前期課程と後期課程に跨る留学の取り扱い

学部	取り扱い
法学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
医学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
工学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
文学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
理学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
農学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
経済学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認めない
教養学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
教育学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める
薬学部	学部前期課程と後期課程に跨る留学を認める